

令和6年8月27日(火)

令和6年度第1回東京都地域福祉支援計画推進委員会

資料4 令和6年8月27日
第1回東京都地域福祉支援計画推進委員会

重層的支援体制整備事業後方支援事業 と実施地区の取組み概要



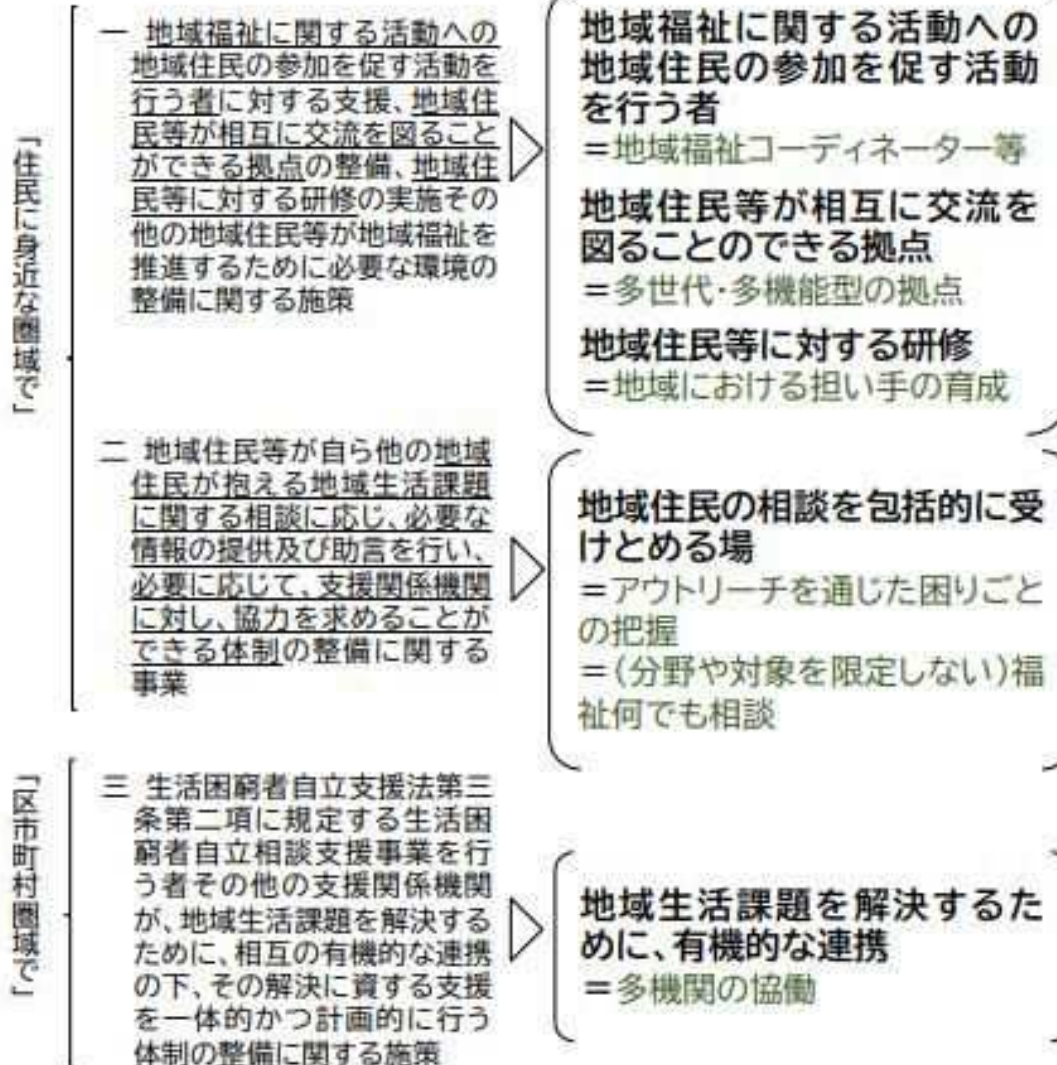
社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

地域福祉部 森 純一

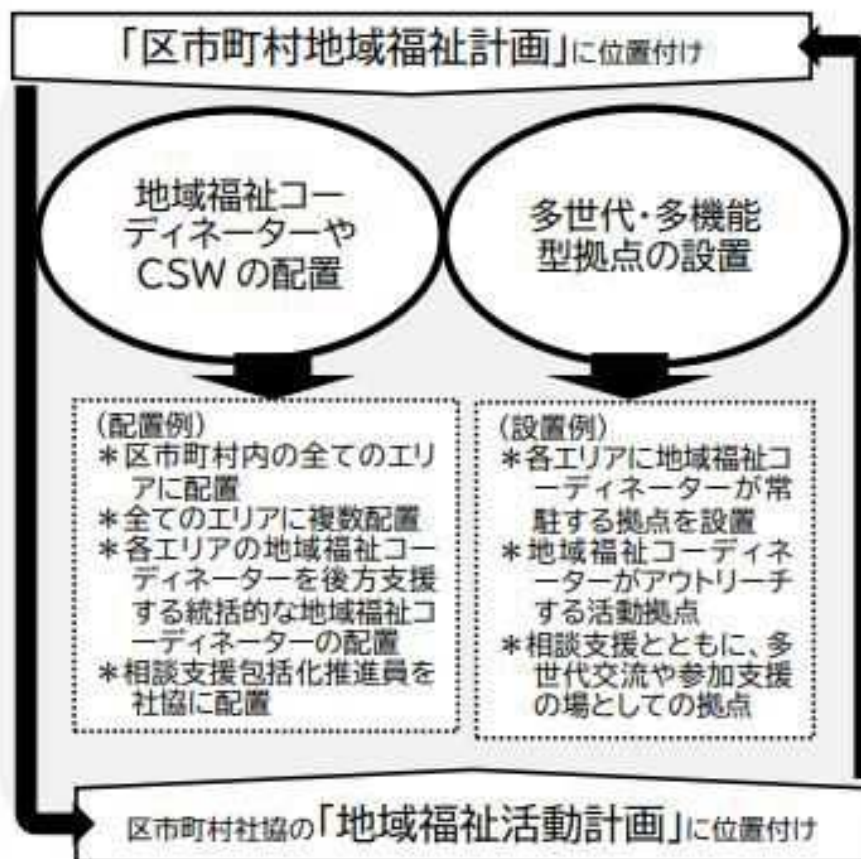
包括的支援体制を構築する手段としての「重層的支援体制整備事業」

包括的な支援体制の整備（社会福祉法 106 条の 3）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。



区市町村が社会福祉法で構築を努めるものとなっている「包括的支援体制」を構築するうえで、重層的支援体制整備事業を通じてどのように「地域福祉コーディネーター」を配置するか、「多世代・多機能型拠点」をどのように設置するか、「地域住民の相談を包括的に受けとめる場」をどのように構成するかは、重要なポイントとなっている。



重層的支援体制整備事業 都内実施自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**2**自治体。
世田谷区、八王子市

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**7**自治体。
墨田区、世田谷区、中野区、八王子市、立川市、狛江市、西東京市 ※下線は令和4年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、**12**自治体。
墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、八王子市、立川市、調布市、国分寺市、狛江市、西東京市
※下線は令和5年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施地区

東京都内は、**16**自治体
中央区、文京区、品川区、目黒区、杉並区、練馬区、葛飾区、江戸川区、三鷹市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、国立市、福生市、多摩市
※下線は令和5年度からの実施、波線による下線は令和3年度からの実施地区(3年目)

令和6年度 重層的支援体制整備事業実施予定

東京都内は、**23**自治体。
中央区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、小平市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
※下線は令和6年度からの実施

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定

東京都内は、**7**自治体
文京区、品川区、練馬区、足立区、町田市、福生市、羽村市
※下線は令和6年度からの実施

重層的支援体制整備事業に向けた 社協の取組み方策検討プロジェクト（令和3年度から設置）

(1) 新規実施地区の社協へのヒアリング(12地区)

- ・社協にヒアリング
- ・必ずこれまでの地域づくりの取組みからヒアリング
- ・自治体と原稿を確認

(2) ヒアリング内容をプロジェクトで分析

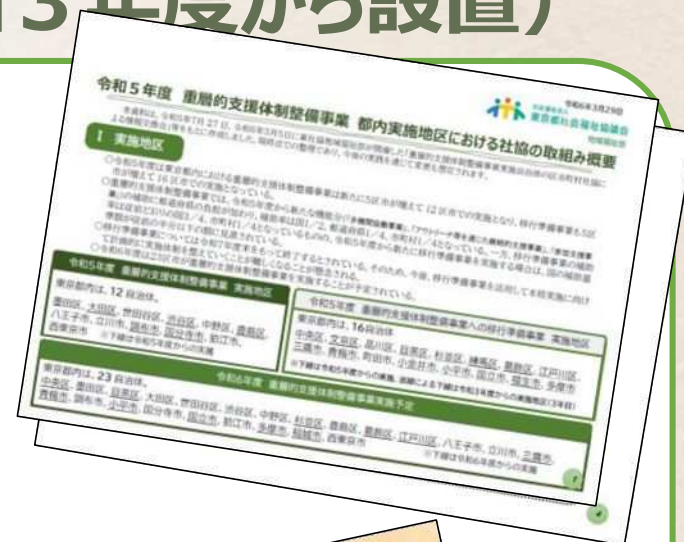
- ・学識経験者(3人)、社協職員(3人)

(3) 社協NEWS、ふくし実践ポータルサイトでの発信

(4) 重層的支援体制整備事業実施地区の区市町村社協による情報交換会(年2回) 移行準備地区の社協も含む

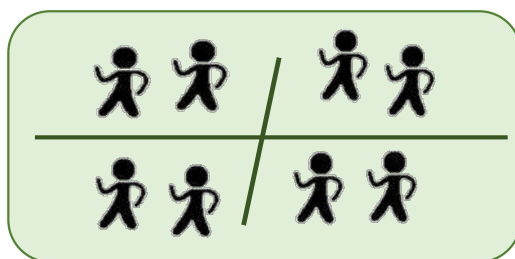
(5) 情報交換用に『重層的支援体制整備事業 都内実施地区における社協の取組み概要』の作成

(6) 『重層的支援体制整備事業実践事例集』の発行・令和4年度・5年度



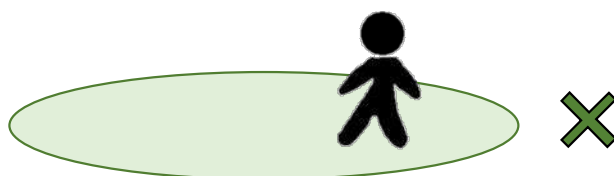
都内社協における重層的支援体制整備事業を活用した 地域福祉コーディネーターやCSWの配置

👉 重層的支援体制整備事業の実施地区における
地域福祉コーディネーター配置方法の傾向



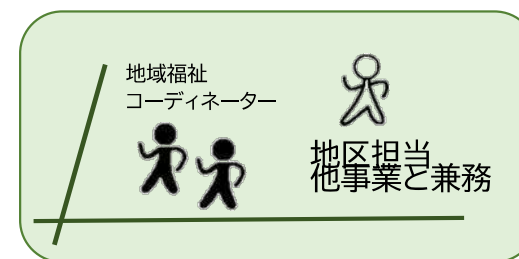
各圏域に複数名の
地域福祉コーディネーターを配置

+



圏域を担当せず全体を統括
する地域福祉コーディネー
ターを配置

×



地域福祉コーディネーター以外に他部署の全職員も分担して地区担当制

圏域の出先の拠点に常駐する

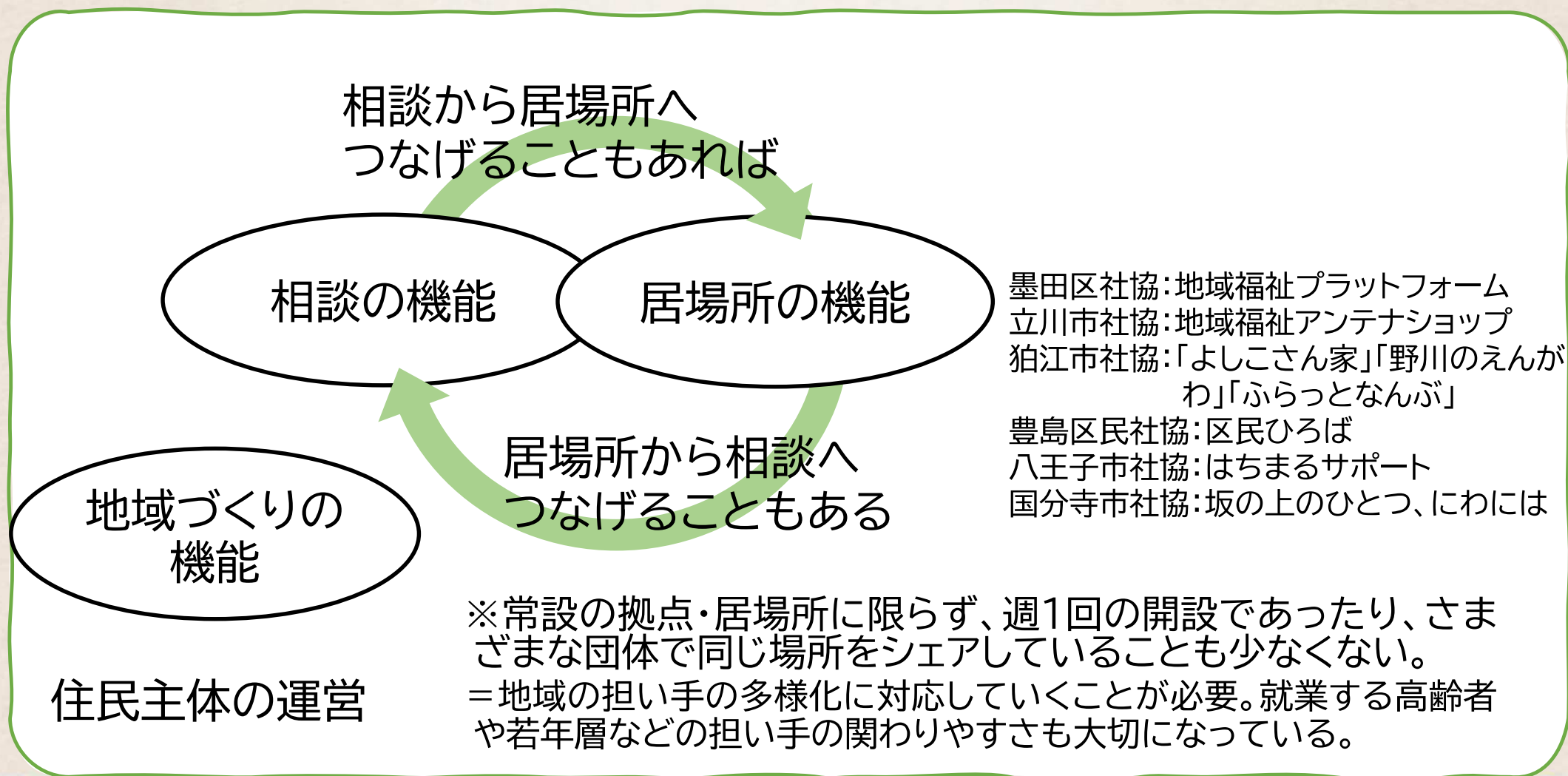
または

事務所に集合しており拠点に出向く

- ▶ 圏域に配置されている関係機関と連携したり、拠点を活用してニーズをキャッチしやすい。
- ▶ 圏域を越えた地域福祉コーディネーター同士の情報共有の機会を作る必要がある。

- ▶ 部門の構成にもよるが、ボランティアセンターや権利擁護事業、社協が受託している場合の生活困窮者自立支援事業など社協内の連携が日常的にできる。

重層的支援体制整備事業を活用した 多世代・多機能型拠点の設置



包括的相談支援事業

①既存の相談支援機関による包括的相談支援

- ・地域包括支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・障害者相談支援事業所
- ・生活困窮者自立相談支援センター 等



②連携強化

- ・コーディネーター連絡会で包括的相談支援を担う既存の相談支援機関と複合的な課題のあるケースを事例検討（国分寺市）
- ・各相談支援機関が相談を受けた際の流れを整理し、複雑化・複合化した課題があるか判断できる受付様式を整理（八王子市）
- ・相談支援包括化推進員を市と社協のそれぞれに配置（立川市）
- ・「困窮相談振り分け会議」でポストコロナの生活困窮者の相談ケースのうち、重層的支援体制整備事業での対応が必要なケースを精査（立川市）
- ・複雑化・複合化し調整が必要なケースを DCP(デジタルコミュニケーションプラットフォーム)で直営の多機関協働につなぐ（渋谷区）
- ・市と社協に配置する相談支援包括化推進員に情報を集約するため、「つなぐシート」を作成（狛江市）

③地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる包括的相談支援

- ・各圏域にアウトリーチする地域福祉コーディネーター（全地区）
- ・「地域福祉プラットフォーム」(3カ所)の CSW（墨田区社協）
- ・「区民ひろば」(8カ所)で CSW が相談会（豊島区民社協）
- ・12カ所の「はちまるサポート」の CSW、住民参加で個別・地域課題を早期発見につなぐ「はちまるサポーター」(八王子市社協)
- ・社協の全職員による15の地域担当制（中野区社協）
- ・サロン等を活用した「巡回相談」(渋谷区社協)

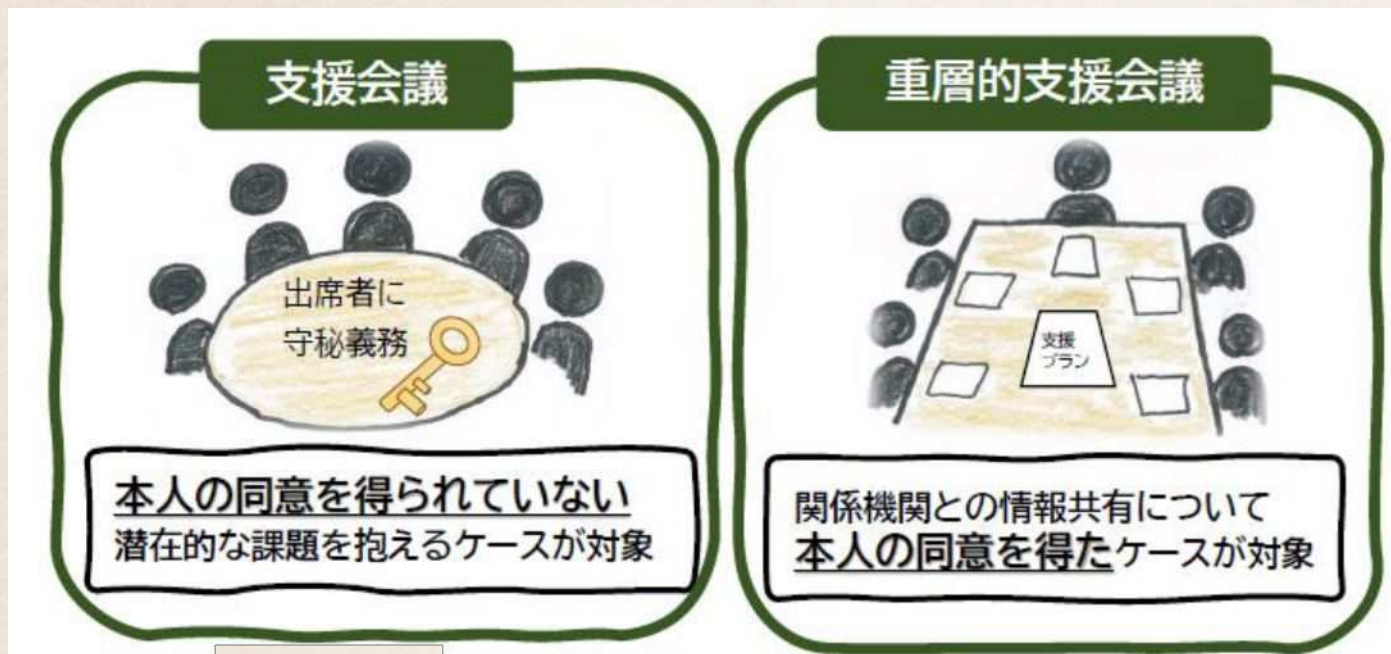
④総合相談窓口等による包括的相談支援

- ・自主事業の「福祉なんでも相談」(墨田区社協)
- ・区内28地区でまちづくりセンター、地域包括支援センター、社協の三者が連携した「福祉の相談窓口」(世田谷区社協)
- ・「福祉なんでも相談窓口・分室」(渋谷区社協)
- ・自主事業の「福祉何でも相談」(中野区社協)
- ・市役所内に毎週水曜日に「福祉の総合相談窓口」を令和6年度は東西各圏域に月1回程度出張して実施（国分寺市社協）
- ・市内2カ所の「ほっとネットステーション」で地域福祉コーディネーターが市の他部署と連携して「福祉丸ごと相談窓口」(西東京市社協)

⑤対象を重点化した窓口等による包括的相談支援

- ・社協が受託するぷらっとホーム世田谷(生活困窮者自立相談支援センター)とメルクマールせたがや(若者相談窓口)が連携して運営する「ひきこもり相談窓口」(世田谷区社協)
- ・市地域福祉課に「ひきこもり」「ヤングケアラー」の相談窓口（立川市）

重層的支援体制整備事業を活用して課題解決をすすめているケース



① 世帯構成員に複数の課題があり、その課題が複雑に絡み合っているケース

② 長期にわたり福祉サービスや医療につながっておらず、地域から孤立しているケース

③ 支援会議を通じて課題を整理しアウトリーチすることで、関係形成を図ることのできるケース

④ 地域の拠点(多世代交流の居場所、相談の場)などを活用し、複数の支援機関が役割分担し世帯に継続的に関わることのできるケース

例)ひきこもりのいる8050世帯、要介護高齢者とひきこもりの若者の世帯、精神疾患を抱える複数の家族のいる世帯、認知症の母親と発達障害の息子が暮らす世帯、精神疾患のある母親と下肢障害等で仕事を辞めて自宅で過ごしている息子のいる世帯、高齢者の母親と同居していた息子の母親が亡くなり集合住宅の更新手続きができずに顕在化した世帯、親子の折り合いが悪くこれからの希望も親子で異なる世帯、ヤングケアラーのいる世帯が抱える複合的な課題、外国籍の居住者、家族間不和など複合的な課題を抱える世帯

【複合的な課題】

- * 世帯構成員に複数の課題があり、その課題が複雑に絡み合っているケース
- * 長期にわたり福祉サービスや医療につながっておらず、地域から孤立しているケース
- * 課題を整理してアプローチすることで、関係形成を図ることができるケース
- * 複数の支援機関が役割分担し、世帯に継続的に関わることのできるケース

複合的な課題に対応した取組みのプロセス例

例) ひきこもりのいる8050世帯、要介護高齢者とひきこもりの若者の世帯、精神疾患を抱える複数の家族のいる世帯、認知症の母親と発達障害の息子が暮らす世帯、精神疾患のある母親と下肢障害等で仕事を辞めて自宅で過ごしている息子のいる世帯、高齢者の母親と同居していた息子の母親が亡くなり集合住宅の更新手続きができずに顕在化した世帯、親子の折り合いが悪くこれからの希望も親子で異なる世帯、ヤングケアラーのいる世帯、外国籍の居住者、家族間不和など

インフォーマル (=地域住民)

① 地域福祉コーディネーター等のアウトリーチを通じて、相談や課題の発見の機会を増やす



② どこに相談すればよいかわからない相談を受けとめる総合相談機能を設ける



⑥ 関係機関や多様な活動主体がお互いの役割を知るとともに、情報を共有し、

⑦ 本人の強みを発揮するとともに、同じ地域で暮らす地域住民ならではの取組みを促進する

⑪ 地域住民の理解と参加を促進する

発見と把握

(1) 本人が主体的に課題の解決へとすすむことに寄り添い、支援する

(2) 本人の強みを活かしたチームによる支援

(3) 地域における課題解決力を高める

課題の解決

③ 既存の相談支援機関が分野を超えた相談を受けとめ、他の機関と連携する



支援につなげるために必要なアプローチを検討する

⑧ 分野を超えた機関同士が連携して複合的な課題に対応

⑫ ノウハウを蓄積して既存の機関の対応力を高める

④ 当面の支援の提供を通じて相談の機会につなげる (= 相談付き支援)



⑨ 福祉以外の分野とも積極的に連携

⑤ 「〇〇相談窓口」といった、対象を重点化した窓口を設ける



⑩ 地域における公益的な取組み等を通じて制度のはざまの課題に対応

⑬ 新しい社会資源の開発

フォーマル (=専門性を有する機関)

重層的支援体制整備事業後方支援事業 (令和6年度 東京都から東社協が受託)

令和5年度までの 東社協地域福祉部の取組み

- (1) 新規実施地区の社協へのヒアリング(12地区)
- (2) ヒアリング内容をプロジェクトで分析
- (3) 社協NEWS、ふくし実践ポータルサイトでの発信
- (4) 重層的支援体制整備事業実施地区の区市町村社協による情報交換会(年2回)
- (5) 『令和5年度 重層的支援体制整備事業 都内実施地区における社協の取組み概要』の作成
- (6) 『重層的支援体制整備事業 実践事例集』の発行

令和6年度 東京都からの受託による重層的支援体制整備事業後方支援事業

- (1) 体制構築に係る手法の分析と展開
 - ① 自治体、社協へのアンケート調査の実施
 - ② 新規実施自治体ヒアリング(5自治体・社協)
 - ③ 未実施自治体への支援
 - ・支援ニーズをふまえた訪問ヒアリング
 - ・自治体や社協が主催する学習会への協力 等
- (2) 事例発表(報告)会・・・対象:62自治体・社協
 - ① 都からの行政説明、実践報告、グループ情報交換(5月21日)
 - ② 都からの行政説明、東社協からの事業報告、実践報告、グループ情報交換(2月)
- (3) 先行自治体情報交換会・・・対象:23自治体・社協
複雑化・複合化した課題への対応事例の検討(7月26日)
⇒実施地区から重層的支援体制整備事業を通じて課題解決をすすめているプロセスの事例を発表のうえ、グループに分かれて情報交換
- (4) 報告書の作成

複雑化・複合化した課題への対応事例の検討

(7/26 実施地区情報交換会より)

Aさんの場合

- (1)同居していた親が亡くなり、ひとりで暮らしていくことになった50歳代の方を心配した近所の方から相談があった。
- (2)地域福祉コーディネーターがアウトリーチすることになり、訪問に拒否はないが、本人に「困り感がない」ものの、必要な手続きがもできていない。
- (3)一つひとつ一緒に手続きを手伝ううちに、「意思表示をしてくれるように」なる。少しずつ一人でできることが増えてきた。
- (4)そんなAさんが「連絡があったとき家に電話があった方がよいね」と言うようになり、Aさんが電話を購入した。
- (5)地域の方と一緒に運営する農園で参加支援するようになり、地域の方から「Aさんは作業が丁寧だね」「来てくれてありがとう」と言われるようになる。農作業を行う福祉作業所に興味をもつようになり、見学に行く。
- (6)何か(制度やサービス)につなぐことだけが正解ではなく、その人の望む人との関わりを本人のペースでつくっていくことが大切。
- (7)Aさんのような人が地域に多くいることを考えると・・・、地域に必要なしくみをつくっていかなければ
*最初にAさんのことを知らせてくれた近所の方がいなかったらどうなっていたか。
*Aさんのような方がいることへの理解を広げたり、地域の方々と関わる場を増やしていくことが必要

「重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査」の実施

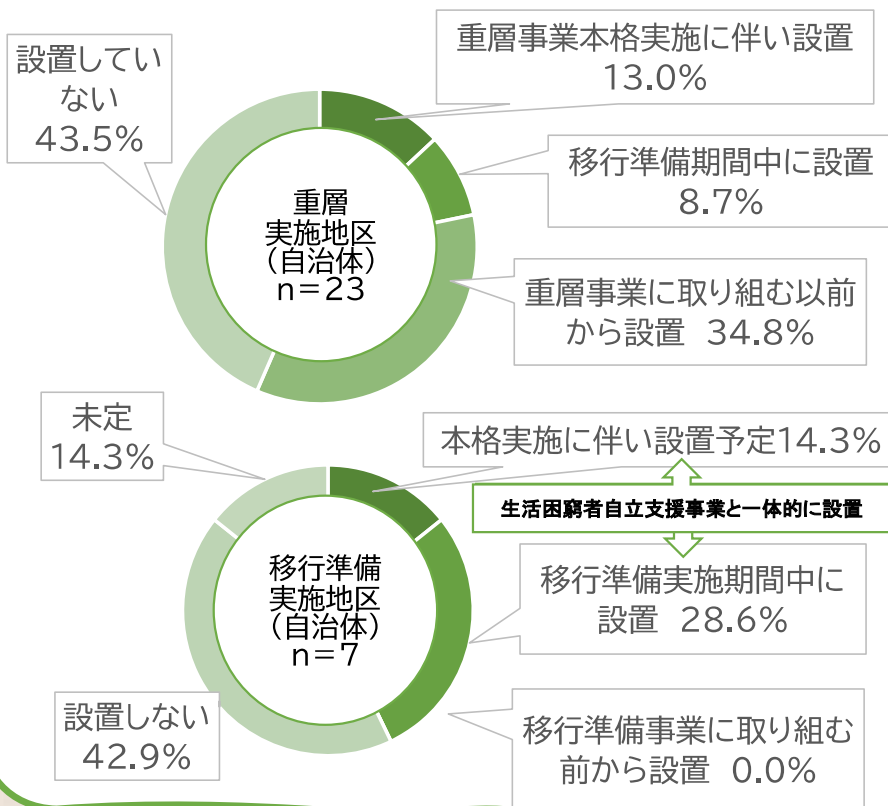
実施時期: 令和6年6月14日～7月17日

調査対象: 【自治体】①重層的支援体制整備事業実施地区、②移行準備実施地区、③未実施地区

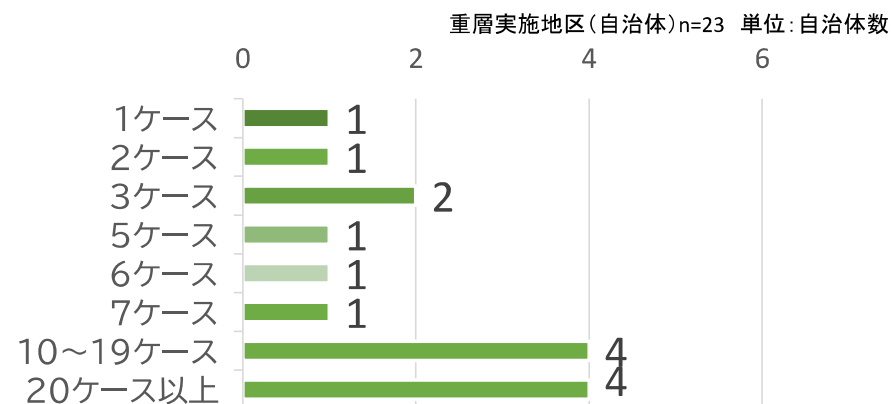
【社協】①重層的支援体制整備事業実施地区、②移行準備実施地区

< 調査結果速報(一部) >

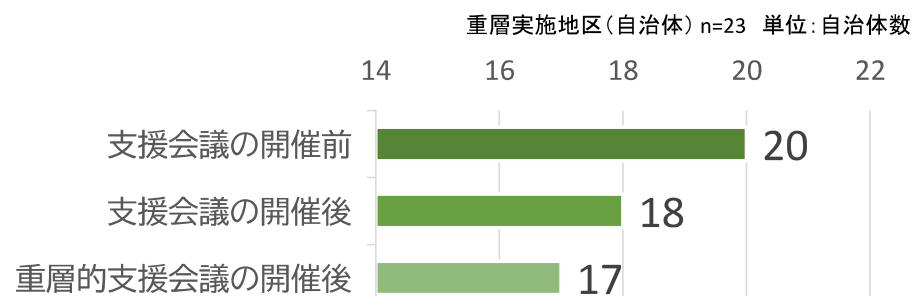
(1) 総合相談窓口の設置



(2) 支援会議での検討ケース数(平成5年度実績)

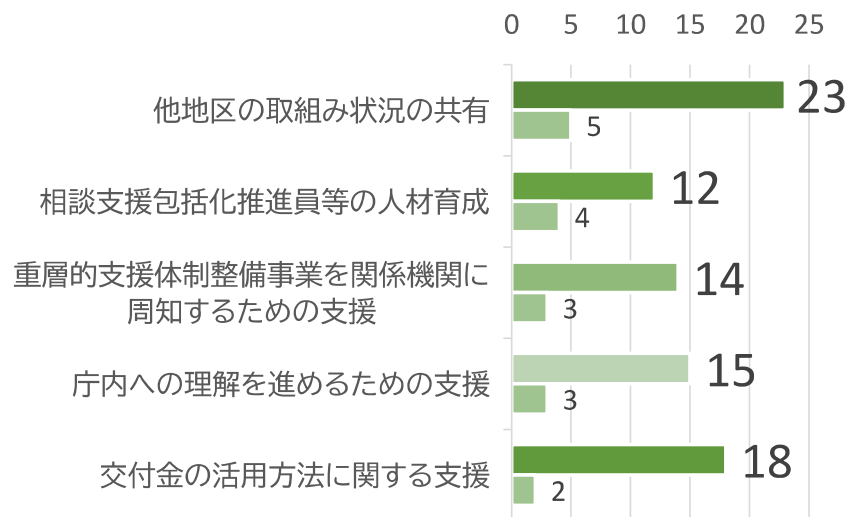


(3) アウトリーチを通じた継続的支援の実施時期



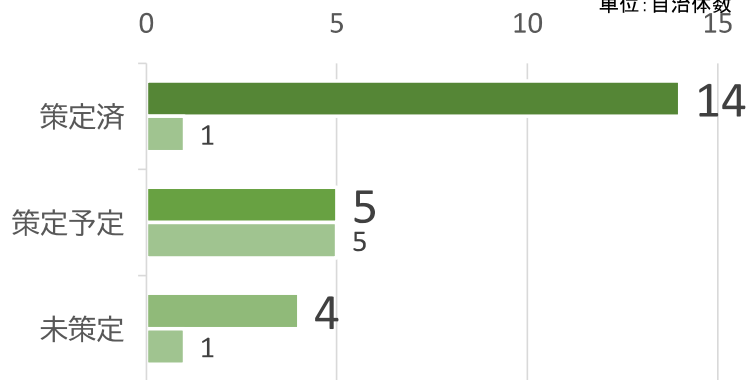
(4) 重層的支援体制整備事業の後方支援として必要なもの

上段: 重層実施地区(自治体) n=23 下段: 移行準備地区(自治体) n=7
単位: 自治体数



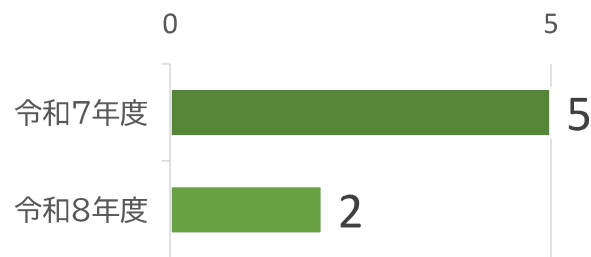
(5) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

上段: 重層実施地区(自治体) n=23 下段: 移行準備地区(自治体) n=7
単位: 自治体数



(6) 移行準備事業実施地区の本格実施予定時期

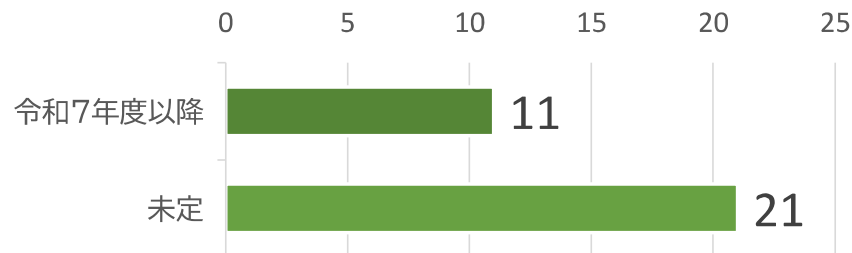
移行準備地区(自治体) n=7 単位: 自治体数



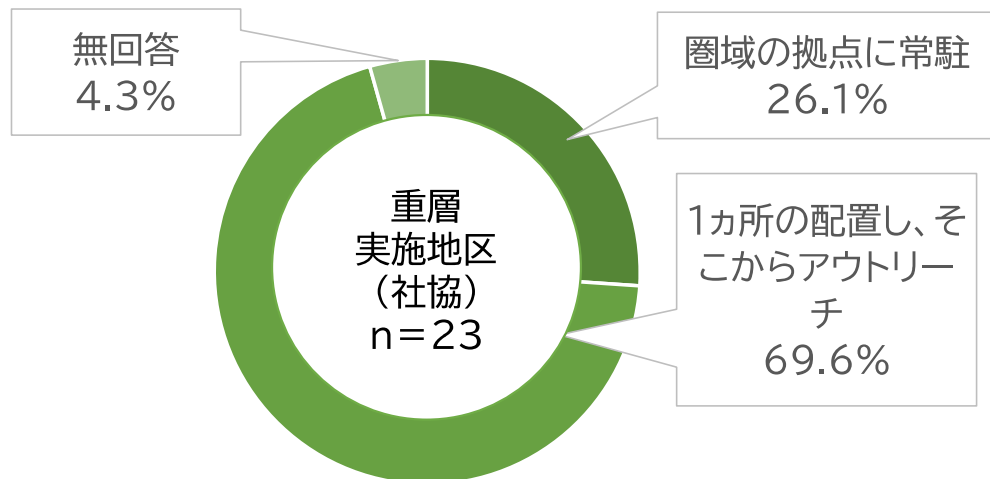
※重層的支援体制整備事業移行準備事業は令和7年度末をもって終了する予定となっている。

(7) 未実施地区における実施予定時期

未実施地区(自治体) n=32 単位: 自治体数

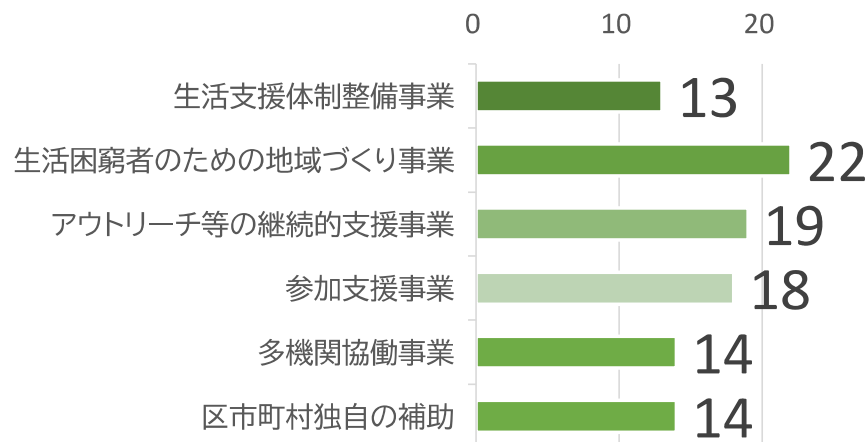


(8) 地域福祉コーディネーターの配置場所



(9) 地域福祉コーディネーターの配置財源

地域福祉CO配置自治体 n=35 単位:自治体数



(10) 拠点や居場所が果たしている機能

重層実施地区(社協) n=23 移行準備実施地区(社協) n=7
単位:社協数

